安全保障理事会決議 2040 (2012)

2012年3月12日、安全保障理事会第6733回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011年2月26日の1970(2011)、2011年3月17日の1973(2011)、2011年9月16日の2009(2011)、2011年10月27日の2016 (2011)、2011年10月31日の2017 (2011) および2011年12月2日の2022 (2011)の安保理諸決議を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する 1674 (2006) と 1894 (2009)、武力紛争下の子どもに関する 1612 (2006)、1882 (2009) および 1998 (2011) 並びに女性、平和および安全に関する 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) 並びに 1960 (2010) の安保理諸決議を再確認し、

国民和解、正義、人権の尊重および法の支配に基づくリビアの将来に期待し、

紛争後の局面における政治プロセスにおいて女性、若者および少数者コミュニティを含む、リビア社 会の全ての部門の平等且つ完全な参加を促進する重要性を強調し、

国際刑事裁判所の検察官にリビアにおける状況を付託する安保理の決定および文民を具体的対象とした攻撃を含む、人権並びに国際人道法の違反に責任を有する者が責任を問われることを確保するための協力の重要性を想起し、

刑務所および拘留施設内を含む、リビアにおける紛争期間中に女性、男性並びに子ども達に対する性的暴力および適用可能な国際法に違反した武力紛争下の状況における子ども達の勧誘と使用の報告について深い懸念を表明し、

難民および国内避難民の自発的、安全且つ持続的な帰還が、リビアにおける平和の定着にとって重要な要素となることをくり返し表明し、

同地域における全ての武器およびあらゆる型の関連機材、とりわけ携帯型地対空ミサイルの、リビアからの違法な拡散および地域と国際の平和と安全に関するその潜在的影響に懸念を表明し、

国家の主体的取組および国家の責任が、持続的な平和を確立することにとって重要であること並びに 紛争後の平和構築のための優先事項と戦略を特定することが国家当局の主要な責任であることを強調 し、

紛争後の平和構築のための優先事項と戦略の提供を特定しまた支援するため、リビア当局と共に積極

的に活動する国際連合の必要性を強調し、

民主的で、独立した且つ統一されたリビアを確立することを目的としたリビア人主導の移行および再建プロセスを支援する国際社会の取組の調整を国連が主導すべきことを再確認し、また国の必要性と優先事項を特定するためのリビア政府との最近のワークショップの開催における国際連合リビア支援ミッションの支援を多とし、

リビアにおける平和的移行に対する信頼に足る選挙の中心的位置に留意し、これに関連してあらゆる必要な措置を講じることを奨励し、また 2012 年 1 月 28 日のリビア国内選挙法の採択および 2012 年 2 月 12 日の選挙委員会の設立を歓迎し、

地域的安全保障を強化するリビアの意図を支援しまた地域的安全保障会議を主催するというリビアの提案に留意し、

リビアの公的金融管理フレームワークの評価を実施することについて国際通貨基金および世界銀行と共に従事していることに対しリビア当局を賞賛し、また決議 1970 (2011) に従って設立された委員会が、この評価の結果を通報されるという安保理の要請をくり返し表明し、

UNSMIL の職務権限の修正および 12 か月の延長の勧告を含む、国際連合リビア支援ミッションに関する事務総長報告書(S/2012/129)に留意し、また、リビア首相、アブドルラルラヒーム・キイブ氏発事務総長宛 2012 年 3 月 6 日の書簡(S/2012/139)を想起し、

決議 1973 (2011) の第 24 項(d)に従って提出された専門家パネルの最終報告書およびその中に含まれている調査結果と勧告に留意し、

2012年1月25日の人権高等弁務官による説明および2012年3月2日の人権理事会へのリビア国際調査委員会の報告書(A/HRC/19/68)に留意し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第7にもとづいて行動して、

- 1. リビア国民にとっての民主的、平和的且つ繁栄している将来に対する期待を向上させるリビアにおける最近の積極的な発展を歓迎する。
- 2. 憲法制定議会を設立する 2012 年 6 月の自由、公正且つ信頼に足る選挙を期待し、また移行期間が、 民主主義、良い統治、法の支配、国民和解およびリビアの全ての人々の人権と基本的自由に対する尊 重により支持されるべきことの必要性をくり返し表明する。
- 3. リビア当局に対し、国際人道法および人権法を含む、国際法の下でのその義務を遵守するため、女

性並びに脆弱な集団に属している人々の人権を含む、人権を促進し且つ保護することを求め、また性的暴力を含む、かかる法の重大な違反に責任を有する者が国際的基準に従って責任を問われるべきことを求め、そして全ての加盟国に対し、かかる違反に対する刑事責任の免除を終わらせるその取組でリビア当局と密接に協力することを促す。

- 4. リビアにおける報復、適法な手続を利用しない恣意的な拘留、違法投獄、虐待、拷問および司法手続きによらない処刑の報告が続いていることに重大な懸念を表明しまたリビア当局に対し人権侵害を予防するために必要なあらゆる措置を講じることを求め、リビア国民並びにアフリカの移住者を含む外国国民の保護に対するリビア当局の主要な責任を強調し、そしてリビアに違法に拘留されている全ての外国国民の即時解放を求める。
- 5. リビアと近隣諸国に対し、リビアにおける状況の安定を目的とした地域的協力を確立するため関与することそしてリビアの旧体制の構成要素が、リビアと同地域の諸国を不安定にするために計画し、資金調達し若しくは暴力又は他の違法行為を実行するのにかかる諸国の領域を使うことを防ぐことを関し、またかかる協力がサヘル地域の安定に利するであろうことに留意する。

# 国際連合の職務権限

- 6. 事務総長特別代表の指導力の下で、6か月以内の再検討を条件として、国際連合リビア支援使節団 (UNSMIL)の職務権限を更に12か月の期間延長することを決定し、また、UNSMIL の修正された職務権限は、国の主体的取組の原則に完全に従って、国民の必要性とリビア全土の優先事項を明確にするためにおよびこれらを戦略的提案と適切な場合には技術的助言と合致させるためにリビア当局を支援し、また以下のことについてリビアの取組を支援することとすることを更に決定する。
  - (a) 技術的助言およびリビア選挙プロセスに対する支援を含む民主的な移行の過程および国民暫定 評議会憲法制定行程表に定められたようなリビアの新しい憲法制定の準備と制定過程並びに制度 的能力、透明性並びに説明責任を改善し、女性と少数者の能力と地位の向上および政治的参加を促 進しまたリビアの市民社会の更なる発展を支援する援助を管理する。
  - (b) 法の支配を促進しまたリビアの国際的な法的義務に従って、特に女性と子ども達、少数者および移住者のような脆弱な集団に属する人々の人権を、透明性のあるそして責任ある司法と矯正制度を改革しまた構築するリビア当局を援助すること、包括的な移行期司法戦略の策定と実施を支援することそして国民和解に向けた援助、拘留者の適正な取扱および革命勢力と行動を共にしたままである子ども達の動員解除確保するための支援を提供することを通したものを含んで、監視しそして保護する。
  - (c) 適切な戦略および技術的助言の提供を含む公共の治安と能力ある制度を策定するリビア政府への援助を回復しそして元戦闘員のリビア国家保安部隊への統合若しくは彼らの動員解除と、教育および雇用機会を含む市民生活への再統合への一貫した国の対処方法を履行しそして女性と脆弱な集団に対して、有能な、責任ある、人権に敬意を表するまた利用可能で且つ対応可能な警察や治安制度を策定すること。
  - (d) 全ての武器およびあらゆる型の関連機材、とりわけ携帯型地対空ミサイルの違法な拡散に対抗 し、戦争の爆発的残存物を除き、地雷除去計画を実施し、リビア国境守り且つ管理しそして関連す

る国際連合機関、化学兵器禁止機関および国際的や地域的な協力機関と調整して、化学兵器、生物 兵器並びに核兵器および機材に関する国際条約を履行する。

- (e) 国際援助を調整しまた 2012 年 1 月 31 日にリビア政府が公表した範囲内の調整制度を支援すること、国際的支援のための優先的な必要性を特定するのを助けるためのリビア政府への助言、国際的な協力機関が、適切な場合には、その過程に関与すること、リビア政府への国際的援助の促進そしてリビアへの援助を提供している全てのものの間の明確な仕事の割り振りおよび定期的且つ頻繁なコミュニケーションを確立することによるものを含む、第 6 項(a)から(d)に関連して定められた全ての関連部門にまたがった政府の能力を構築する。
- 7. UNSMIL に対し、国民和解、包括的な政治的対話および自由、公正並びに信頼に足る選挙、移行期司法およびリビア全土の人権に対する尊重を促進することを目的とした政治プロセスを促進するための取組を支援し続けることを奨励する。

### 武器禁輸

8. 加盟国が、決議 1973 (2011) 第 13 項に従った査察を実行する具体的状況にふさわしいあらゆる措置を用いることを与えた同項の承認を終了することを決定し、同決議の第 14 項を終了することを更に決定し、また決議 2009 (2011) で修正された、決議 1970 (2011) の第 9 および 10 項で課された 武器禁輸の完全な実施の重要性を強調する。

## 資産凍結

9. 委員会に対し、リビア当局と協議して、リビア投資庁(LIA)およびリビア・アフリカ投資ポートフォリオ(LAIP)に関して、決議 2009(2011)で修正された、決議 1970(2011)と 1973(2011)により課された残りの措置を継続的に見直すことを指示し、また委員会は、リビア当局と協議して、資産がリビア国民に利用可能とされまたその利益のためになることが現実に確実となるや否やこれらの団体の指定を解除するものとすることを決定する。

### 専門家パネル

- 10. 決議 1973 (2011) の第 24 項により設立された専門家パネルの職務権限を延長且つ修正することを 決定し、また委員会と協議してまた活動の現在の分野を考慮して、以下の任務を遂行するため委員会 の指示の下、5人までの専門家の集団(以下「パネル」)を一年間の間創設するため職務権限を調整 することを更に決定する。
  - (a) 決議 1970 (2011) の第 24 項に特定されたその職務権限を遂行することにおいて委員会を援助する。
  - (b) 決議 1970 (2011)、1973 (2011) および 2009 (2011) において決定された措置の履行、とりわけ不遵守の事件、に関して諸国、関連する国際連合機関、地域的機関並びに他の利害関係当事者から情報を集め、検討しまた分析する。
  - (c) 安保理、委員会、リビア当局若しくは他の諸国が、関連措置の履行を改善するため審議できるよ

うに活動について勧告する。

- (d) パネルの任命から遅くとも 90 日までにその活動について中間報告書を、そしてその調査結果と 勧告と共にその職務権限の終了する遅くとも 30 日前までに安保理への最終報告書を、安保理に提 出する。
- 11. 全ての国家、UNSMIL を含む、関連する国際連合機関および他の利害関係当事者に対し、とりわけ決議 1970 (2011) と 1973 (2011) で決定されそして決議 2009 (2011) で修正された措置の履行、とりわけ不遵守の事件、について自らの意思であらゆる情報を与えることにより、委員会とパネルと充分に協力することを促す。
- 12. 全ての武器およびあらゆる型の関連物資、とりわけ携帯型地対空ミサイルの違法な拡散に対抗し、リビア国境守り且つ管理するリビア当局を援助する UNSMIL の責任に留意しつつ、パネルに対し、リビアへのまたリビアからの武器並びに関連物資の違法な移転を含む、不遵守の制裁と決議 1970 (2011) および 1973 (2011) で制定されまた決議 2009 (2011) で修正された資産凍結の対象となる個人の資産に関するその調査を継続することを奨励し、また UNSMIL とリビア当局に対し、情報を共有すること、通過を促進することそして適切な場合には武器貯蔵施設へのアクセスを認めることを含む、リビア国内でのパネルの調査活動を支援することを奨励する。

#### 報告および見直し

- 13. 決議 1970 (2011) および 1973 (2011) で課せられそして決議 2009 (2011) と本決議で修正された措置が、安全保障理事会の将来の決定により解除されるべき場合には、委員会の職務権限を見直す安保理の意図を表明する。
- 14. 事務総長に対し、UNSMIL の職務権限の全ての要素を含む、本決議の履行について、60 日毎に、 安全保障理事会に報告することを要請する。
- 15. 事務総長に対し、憲法制定議会の選挙後に、リビアの特定された必要性を効果的に支援し続けることを確保するため、新しいリビア政府と共に従事するため UNSMIL により講じられた措置に関して、必要な場合には職務権限の見直しや調整の目的で、安全保障理事会に報告することも、また要請する。
- 16. 引き続きこの問題に積極的に取り組むことを決定する。